

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号オを同号キとし、同号イからエまでを同号エからカまでとし、同号ア中「又は試験に係る」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ

第7条第6号を同条第5号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成19年3月1日 条例第7号</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成19年3月1日 条例第7号</p>
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第4項</u>に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であつて、公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に害され、又は生活に不当に影響を及ぼすおそれが</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分であつて、公にすることにより、当該公務員等の権利が不当に害され、又は生活に不当に影響を及ぼす</p>

<p>ないと認められるもの</p> <p>(3) (略) <u>(削る)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p><u>ア 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>	<p>おそれがないと認められるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 広域連合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>
---	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。